

令和 7 年度
定期監査等結果報告書

総務部
都市建設部
公平委員会事務局

いわき市監査委員

いわき市議会議長 永山宏恵様
いわき市長 内田広之様
いわき市公平委員会委員長 國井達夫様

いわき市監査委員 増子裕昭
同 大和田了寿
同 菅波健
同 坂本稔

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

- (1) 総務部
- (2) 都市建設部
- (3) 公平委員会事務局

2 監査実施期間

令和7年4月16日から同年7月4日まで

3 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

5 監査の方法

部長及び事務局長以下関係職員出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

総務部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

収入事務において、督促が行われていない例が認められた。

(総務課、情報政策課)

【事例1】総務課

※ 自動販売機の私用電気料について、納期限である令和7年3月19日を過ぎても債務を履行しない者に対しては、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年4月8日まで）に書面により督促をしなければならないが、納付日（同年4月15日）まで督促が行われていなかった。【類例2件あり】

【事例2】情報政策課

※ 地域イントラネット光ファイバ芯線の貸付料について、納期限である令和6年4月30日を過ぎても債務を履行しない者に対しては、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年5月20日まで）に書面により督促をしなければならないが、納付日（同年5月30日）まで督促が行われていなかった。【類例6件あり】

いわき市債権管理条例

(督促)

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

いわき市債権管理条例施行規則

(督促)

第3条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後20日以内に書面により行うものとし、督促に指定する期限は、当該督促をする日から10日以内の日とする。

2 契約事務（その1）

契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認められた。

（人事課）

※ いわき市職員採用候補者試験業務委託（SPI3試験）の契約事務においては、その設計額が1,000万円未満であることから、設計書の決定について課長の専決事項となっているが、専決がなされていなかった。

いわき市職務権限規程

（権限行使の区分）

第32条 各職位は、共通事務、財務事務及び分掌事務の専決については、次項及び別表第2から別表第5までに定めるところにより行う。

2～3 （略）

別表第2（第32条関係）（抜粋）

共通専決事項

2 財務事項

(6) 委託関係（工事に係るものを除く。）

項目	副市長	本庁機関	
		部長	課長
1 入札又は見積の 執行の決定	設計額が 2,500万円以上 5,000万円未満	設計額が 1,000万円以上 2,500万円未満	設計額が 1,000万円未満
2 <u>設計書の決定</u> 3 予定価格及び 最低制限価格の決定		設計額が 1,000万円以上	<u>設計額が</u> <u>1,000万円未満</u>

備考

1 （略）

2 この表中「課長」とは、会計室長、本庁機関の課長、学術・国際連携担当課長、河川政策担当課長、用地管理担当課長、開発・盛土対策担当課長、いわき芸術文化交流館の課長、保健所の課長、消防本部の課長及び議会事務局の課長をいう。

3～4 （略）

3 契約事務（その2）

契約事務において、予定価格書の作成に不備がある例が認められた。

(情報政策課)

※ Web 会議環境運用支援業務委託に関する契約事務において、予定価格書の業務名が、当該業務名と整合していなかった。

いわき市財務規則

(予定価格の決定)

第117条 一般競争入札を執行するときは、執行する事項に関する仕様書、設計書等により、予算の範囲内で、予定価格を決定し、予定価格書（第81号様式及び第81号様式の2）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、30万円未満の契約の場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

2～3 (略)

(予定価格の決定)

第128条の3 契約権者は、施行令第167条の2の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第117条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。

都市建設部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

屋外広告物許可に係る事務において、許可期間が満了した広告物の除却がなされず、許可のない状態で掲出されている例が認められた。

（都市計画課）

※ 市屋外広告物条例の規定に基づき、令和3年9月14日から令和6年6月29日までを期間として許可した屋外広告物について、許可期間が満了しているにもかかわらず、監査実施時点（令和7年4月17日）において、同条例第15条第1項で規定されている除却がなされていなかった。

いわき市屋外広告物条例

（普通規制地域等）

第5条 特別規制地域等以外の次に掲げる地域又は場所（以下「普通規制地域等」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 道路及び鉄道並びにこれらに接続する地域で、規則で指定するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で指定する地域又は場所
- （許可の期間及び条件）

第10条 市長は、第5条、第6条第4項及び第7条の許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

3 市長は、規則で定めるところにより、許可の更新をすることができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（除却義務）

第15条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき若しくは第17条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。
第8条に規定する広告物又は掲出物件について、同条に規定する期間が経過した場合においても、同様とする。

2 （略）

2 収入事務（その2）

都市公園占用許可に係る収入事務において、調定期が適切でない例が認められた。併せて、納期限に誤りのある例が認められた。

（公園緑地課）

※ 都市公園法第6条第1項の規定に基づき公園の占用許可を受けた者にかかる使用料の調定期は、原因の発生したときであり、使用許可を行った令和7年1月31日に行わなければならないが、当該許可の決裁日である同月10日に行われていた。

また、公園使用料は、市都市公園条例第14条第1項の規定により、「許可の際徴収する」とされていることから、その納期限は同月31日となるが、同月10日に指定されていた。

なお、納期限の誤りに関しては、前回（令和4年度）及び前々回（令和2年度）の定期監査においても同様の指摘を行っており、事務の見直しなど、適正な事務処理の確保が図られていない結果となった。

条例が実態に合わない場合は、その改正等を検討されたい。

都市公園法

（都市公園の占用の許可）

第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2～4 （略）

いわき市都市公園条例

（使用料の徴収）

第14条 使用料は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項又は別表第1に掲げる公園施設に係る第7条第1項前段の許可の際徴収する。

2～4 （略）

いわき市財務規則

（調定の時期）

第37条 調定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) 納期の一定している収入金で納入の通知を発するもの 市長が別に定めるものを除くほか、納期の10日前まで
- (2) 納期の一定している収入金のうち申告納付又は申告納入に係るもの 申告書の提出のあったとき。
- (3) 随時の収入金で納入通知書を発するもの 原因の発生したとき。
- (4) 随時の収入金で納入通知書を発しないもの 原因の発生したとき又は収入のあったとき。

2 （略）

（納期限）

第43条 収入金の納期限は、別段の定めがある場合はこれにより、定めがない場合は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより指定しなければならない。

- (1) 会計年度単位で定めた収入金 その年度の4月末日
- (2) 月単位で定めた収入金 その月の10日
- (3) 日単位で定めた収入金 その初日
- (4) その性質上、前3号の定めによることができない収入金 調定の日から14日以内の日

3 支出事務

補助金の交付事務において、支出負担行為が行われていない例が認められた。併せて、事業廃止に係る手続きが適切でない例が認められた。

(建築指導課)

※ ブロック塀等撤去支援事業の補助金交付事務において、令和6年11月7日付けで交付決定を行っているが、市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為書の作成が行われていなかった。また、同事項において、交付決定後に事業が廃止となったが、市補助金等交付規則第7条第1項の規定に基づく補助事業等計画変更、中止（廃止）申請書が提出されておらず、同条第2項の規定に基づく承認の手続きが行われていなかった。

いわき市財務規則

(支出負担行為の整理区分)

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

別表第3 (第63条関係)

節等の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	摘要
18 負担金、補助金及び交付金	交付又は支出決定のとき (請求のあったとき)	支出命令を発したとき	交付又は支出する額(請求のあった額)	申請書 指令書案 交付又は支出する関係書類 工事請負契約に類する場合は、工事請負に必要な書類(請求書積算基礎を明らかにした書類)	指令を要しないものは、括弧によることができる。

いわき市補助金等交付規則

(事業計画変更の承認)

第7条 補助事業者等は、補助事業等の計画を変更(市長の定める軽微な変更に係るものを除く。)しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業等計画変更、中止(廃止)申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を調査し、当該申請が適当であると認めたときは、速やかに承認の決定をし、補助事業等計画変更、中止(廃止)承認通知書(第4号様式)により、申請人に通知しなければならない。

公平委員会事務局

＜監査の結果＞

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められた。